

社会福祉法人 三重清暉会
すばる児童館拠点区分

1. 重要な会計方針

(1) 会計基準

平成26年度より、社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日号外厚生労働省令第79号)を適用している。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等 償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産 定額法(直接法)
- ・無形固定資産 定額法(直接法)
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している

所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法を採用している

(4) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金
該当なし

- ・退職給付引当金

職員に対する退職給付金の支給に備えるため、一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会から送付されてくる期末要支給額に相当する金額を計上している

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構 要拠出額である掛金額を費用処理【退職給付支出(費用)】している
- ・一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会 要拠出額である掛金額を資産計上【退職給付引当資産】している

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている

- (1) すばる児童館拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(①))
サービス区分を設けていないため作成していない
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))
サービス区分を設けていないため作成していない
- 当拠点区分はサービス区分をもうけていない

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	256,472	0	256,471	1
合計	256,472	0	256,471	1

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	0	0	0
建物（基本財産）	25,647,000	25,646,999	1
構築物（その他の固定資産）	1,547,000	961,916	585,084
車輛運搬具（その他の固定資	1,045,130	283,056	762,074
器具及び備品（その他の固定	5,231,144	4,062,200	1,168,944
権利（その他の固定資産）	74,984	0	74,984
合計	33,545,258	30,954,171	2,591,087

ただし、器具及び備品の減価償却累計額には廃棄損1,209円が含まれている

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし